

疑義照会簡素化における合意書

社会医療法人高清会高井病院（以下、甲という。）と保険薬局名称： _____
（以下、乙という。所在地： _____）は、乙の保険薬局における甲の院外処方せんに係わる薬剤師法第 23 条第 2 項及び第 24 条の取り扱いについて、下記の通り合意した。

なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

1 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合に原則として疑義照会を不要とする。（詳細については、社会医療法人高清会高井病院「院外処方箋疑義照会簡素化プロトコール」参照）

- ① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ② 内用薬の剤形の変更
- ③ 内用薬における別規格製剤がある場合の規格変更
- ④ 半割、粉碎あるいは混合
- ⑤ 患者希望やアドヒアランスの向上を目的とした一包化
- ⑥ 残薬調整のための投与日数の短縮
- ⑦ その他、合意事項

2 開始時期について

開始時期：令和 年 月 日

3 内容変更について

内容の変更については、必要時協議を行うこととする

令和 年 月 日

名称（甲）：社会医療法人高清会高井病院

住所：奈良県天理市蔵之庄町 470-8

代表者氏名：院長 高井 重郎 印

名称（乙）：

住所：

開設者氏名： 印